

第6回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会議事録

1 日 時 2025年10月10日（金）午後2時～午後3時30分

2 場 所 藤沢市役所8階 8-1・8-2会議室

3 出席者

（委員）

鈴木会長、韓副会長、遠山委員、堀寄委員、田中委員、酒井委員、須田委員、洞委員、三村委員（委任者 浅田委員、古田委員）

（オブザーバー）

県・谷口主査、防災政策課森主幹、文化芸術課齊藤課長、産業労働課水野参事、観光課齊藤課長、農業水産課及川課長、街なみ景観課関根課長、公園課藤原課長、みどり保全課初見課長、予防課工藤参事、教育総務課石田参事、生涯学習総務課谷本参事

（事務局）

榮課長、山出課長補佐、渡邊主査、串田主査、桐原主任、芦葉職員

4 次 第

（1）開会

（2）前回協議会の振り返りについて

（3）議題

ア 藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について

イ 文化財リストについて

ウ 文化財保存活用地域計画に係る文化庁調査官の現地視察の結果について

エ 今後の流れについて

（4）事務連絡

（5）閉会

5 議事録

事務局

それでは定刻になりましたので、第6回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会を開会いたします。まず、本協議会の成立について確認をさせていただきます。藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱第6条第2項におきまして、会議は委員の過半数の出席をもって成立すると規定されております。本日は全14人のうち7人がご出席されており、ご欠席者といたしまして、宗教法人養命寺の浅田様、江ノ島電鉄株式会社の関口様、藤沢市観光協会の古田

様、秋葉台中学校校長の千葉様、俣野小学校校長の堀部様となります。また、宗教法人清浄光寺の遠山様、湘南考古学同好会の須田様から遅れてご出席される旨のご連絡をいただいております。したがいまして、現時点では、会議の成立要件であります過半数を満たしておりません。そのため、急遽、事務局からご欠席者へご連絡させていただき、委任の確認をさせていただきました。そうしましたところ、ご欠席の浅田様、古田様から鈴木会長へ委任する旨の確認が取れました。よって、現時点での出席者が7人、委任者2人となりましたので、会議が成立していることをご報告いたします。次に、本協議会は、藤沢市情報公開条例に則り傍聴を認めておりますが、希望者がいらっしゃいませんでしたので、傍聴者なしとして始めさせていただきます。ここで本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付差し上げた資料といたしまして、「次第」がございまして、次に資料1「第5回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会について」、資料2の「藤沢市文化財保存活用地域計画（案）」、資料3の「文化財リストについて」、資料4-1の「文化財保存活用地域計画に係る文化庁調査官の現地視察の結果について」、資料4-2の「旅人と商人でにぎわう街～藤沢宿～」、資料5の「今後の流れについて」になります。当日配布資料としては、資料3の「文化財リストについて」、こちらは事前に送付した資料3の差し替え資料になります。それから資料番号はついておりませんが、「差し替え資料について」、こちらは資料2の「藤沢市文化財保存活用地域計画（案）」の一部差し替え資料になります。そして、「未指定文化財リスト（追加分反映版）」、「第6回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会席次表」がございまして。資料に不足等ございましたら、事務局までお声かけください。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題に移る前に、前回協議会の振り返りをさせていただきます。続けて私の方から説明をさせていただきます。お手元の資料1の「第5回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会について」になります。開催概要といたしましては、8月29日金曜日の午後2時からこちらの場所で開催いたしました。議題としては全部で三つございまして、「藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について」が議題の一つでした。多くのご意見をいただきまして、本日また議題としてご説明をいたします。議題2が「ワークショップ『文化財をプロデュース！ in 江の島 ～引き出せ、隠れた魅力～』の実施結果について」でした。高校生を対象にしたワークショップを開催いたしましたので、そのご報告をさせていただきました。議題3は「文化財保存活用地域計画に係る文化庁調査官の現地視察について」です。9月12日に予定しておりました文化庁調査官の現地視察についてご説明をさせていただきました。こちらのご報告につきましては、本日の議題としておりますので、詳しくは後ほどご説明をさせていただきます。資料1の説明は以上です。それではここから先の議事進行につきましては鈴木会長にお願いしたいと思います。

会長

います。鈴木会長よろしくお願ひいたします。

第6回目の協議会になりまして、大分内容については、検討が進んできたと思ひます。お手元の次第に従って、順次進めさせていただきたいと思ひます。議題（1）「藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について」、事務局の方からご説明をお願ひいたします。

事務局

初めに、文章案についての差し替え資料を配布させていただきました。具体的には、31ページ、36ページ、49ページ、50ページ、94ページが、先日お送りした文章案から変更及び修正がありましたので、差し替えさせていただきます。当日の配布になってしまい、大変申し訳ございません。続いて、前回の策定協議会終了後の調整経過について説明させていただきます。前回の策定協議会終了後、9月上旬に全庁的な意見照会を行い、9月22日に文化財保護委員会への報告を行いました。また、9月12日には文化庁の調査官によるふじさわ歴史ストーリーの視察が行われました。今回の文章案については、策定協議会に加え、これらの調整の結果も反映しています。なお、策定協議会については、今回が市議会への中間報告前の最後の開催となります。今後も各方面との調整により修正は入っていくものと考えますが、今回の案が基本的にはベースとなっていくこととなりますので、その旨ご承知いただければと思ひます。

では、地域計画の本文のほうに移ってまいります。お手元の資料2をご覧ください。前回からの主な変更箇所について説明いたします。まず、序章についてですが、5ページをご覧ください。文化庁からの指摘を反映しまして、図2の指定等文化財の枠の中から埋蔵文化財を削除しました。序章についての変更は以上です。続いて第1章に移ります。17ページをご覧ください。市内の文化施設について、写真を追加しました。なお、遊行寺宝物館と新江ノ島水族館についても、本協議会の後に追加します。ご了承ください。次に21ページをご覧ください。歴史的背景について、ほぼ1トピックに1枚、画像を加えています。また、内容についても、前回協議会以降に各方面からいただいた指摘をもとに、わかりやすい記述になるよう調整を加えました。次に28ページをご覧ください。1点訂正があります。「観光地『湘南』の胎動」のトピックに、「片瀬東浜海水浴場」の画像が添付されていますが、ここについては「旅館『東屋』の跡」の画像を添付します。また、「片瀬東浜海水浴場」の画像については、「現代の藤沢」のトピックに添付します。第1章についての変更は以上です。続いて第2章についてです。まず、31ページについて、差し替え資料をご覧ください。未指定文化財の数について、0件としていたものを精査したので、その結果を反映しました。詳細は議題2で説明します。また、未指定文化財について、前回まで「その他」に分類していた「包蔵地」を、「文化財保護法で規定された文化財」に移動しました。また、「その他」の中に「道」という項

目を加えました。次に32ページをご覧ください。こちらの節についても、類型ごとに画像を添付しています。ご確認ください。36ページについては、差し替え資料をご覧ください。「道」の項目を追記しています。第2章についての変更は以上です。続いて第3章についてです。37ページをご覧ください。各歴史文化の特徴に、イメージ図を添付しました。これについては、表現に苦慮している部分もありますので、わかりづらい点などありましたらご指摘いただければと思います。次に39ページをご覧ください。大きな変更点として、トピックの四つ目に「海と研究」という項目を加えました。第3章については以上です。続いて第4章についてです。48ページをご覧ください。建造物の調査について、文化財保護委員会での指摘を受けまして、モーガン邸に関する調査を追記しています。49ページ・50ページについては、差し替え資料をご覧ください。「その他」の「道」についての記載を加えています。第4章については以上です。続いて第5章についてです。58ページの課題12について、庁内調整の結果、文面をやや変更しています。第5章については以上です。続いて第6章についてです。67ページをご覧ください。取組12-2について、庁内調整を踏まえて追加しています。第6章については以上です。続いて第7章についてです。ストーリーの内容について、各方面からの指摘を受け追記・修正しています。69ページをご覧ください。一つ目のストーリーについて、副題が内容に合わないため削除しました。また、トピックの四つ目として、敵御方供養塔の話を加えました。また、各ストーリーに画像を加えています。第7章については以上です。最後に第8章についてです。こちらについて2点修正があります。まず、92ページをご覧ください。関係部局の中の「生涯学習部」について、現在は「文化芸術課」のみ記載していますが、ここに「生涯学習総務課」を加えます。取組内容としては、「藤沢郷土資源を活用した生涯学習講座」となります。また、93ページをご覧ください。「(5)教育機関等」の3行目、「生涯学習大学」についての記載がありますが、こちらについては生涯学習総務課の事業の一つであり教育機関ではないため、削除します。これらの2点については、庁内での調整時に指摘があったものですが、修正が漏れていました。申し訳ございません。続いて、94ページについて、差し替え資料をご覧ください。これまで調整中としていた、表13の「指標及び目標値」について設定しました。まず、一つ目の基本目標「しる」の指標は、「SNS（Instagram、X、Facebook）の合計フォロワー数」としました。これは、取組4-2に基づくもので、令和6年度時点での参考値が2,847人というところから、目標値はほぼ倍の5,000人に設定しました。続いて、二つ目の基本目標「まもる」の指標は、「小学生を対象とした講座等の参加者数」としました。これは、取組9-1に基づくもので、令和6年度の参加者数が3,446人で、目標値は4,000人に設定しました。この数は、基本的に小学校講座の対象として

いる小学3年生と6年生の人数の合計の5～6割を想定しています。最後に、三つ目の基本目標「いかす」の指標は、「藤沢市ふじさわ宿交流館における来館者数」としました。これは、取組12-1に基づくもので、令和6年度の来館者数が22,372人で、目標値は30,000人に設定しました。旧藤沢宿地域への誘客の促進を目指しています。以上、前回から今回にかけての主な変更点を説明いたしました。当日の資料差し替えになってしまいましたこと、改めてお詫びいたします。私からの説明は以上です。

会長 ただいま、説明がありましたが、前回のご意見等も含めて修正を行ったということでした。ご質問やご意見がありますか。

委員 今日いただいた資料の中で第8章の指標及び目標値ですが、令和15年度の目標値が少し低いように感じました。何か低い目標値を設定した意図があるのか気になりました。特にSNSのフォロワー数のInstagram、X、Facebookの合計5,000人は個人でもすぐ出せる数字なのではないでしょうか。現在の2,847人が5,000人になったとしても、広報や周知の効果があまりなかったのではないかと感じてしまいます。加えて、前回の協議会終了後にも多くの指摘をさせていただきました。その中でいくつか反映をさせていただいたことについて感謝いたします。しかし、歴史文化の特徴やふじさわ歴史ストーリーの記載について、私の認識と少し異なる部分があると感じていますが、藤沢市史に精通されている方から何か指摘があったのでしょうか。しかし、改めて考えてみると、郷土歴史課の中にもそれぞれの専門家がいらっちゃって、そういった方々の総意だと思いますので、歴史記述に対して心配していたこと自体が杞憂だったのかとも考えています。もう一点ですが、藤沢市の歴史文化の特徴のイメージ図ですが、台地の下と海側しか特徴がないのかとイメージ図を見て思いました。このイメージ図では北部地域の印象が薄く、藤沢市の北側部分は、農村地帯だと捉えられてしまうと思います。また、文書館の資料等に近現代の写真があるかと思いますが、そういった古写真を使用しなかった理由があるのでしょうか。

事務局 目標設定について低すぎるのではないかとのご指摘ですが、現在、藤澤浮世絵館のInstagramのフォロワー数が294人、Xのフォロワー数が1,476人、Facebookの930人という中で、日々何とかフォロワー数を増やそうと試行錯誤していますが、この現在のフォロワー数になっているので、なかなかフォロワー数を増やすことは簡単ではないと考えています。歴史記述に関してですが、郷土歴史課では専門の学芸員が確認しています。また、鈴木会長もご出席いただいております藤沢市文化財保護委員会においても、内容のご確認をいただいておりますので、専門家の方の意見を反映して文章案を作成しています。

事務局 歴史文化の特徴のイメージ図ですが、分かりやすいイラストにすることに苦慮しておりまして、藤沢市の市域が南北に長いと、こういった鳥観図風のイラ

	<p>ストにすると北部地域が小さくなってしまっています。近現代の写真については、歴史的背景の「北部地域の発展」の部分に写真掲載がないので、そこで掲載が可能か検討していきます。</p>
委員	<p>目標値ですが、SNSに関して5,000人というのは、やはり効果があまりなかったように考えられてしまうと思います。例えば、藤沢防災ナビのアカウントのフォロワー数は20,000人を超えています。藤沢防災ナビは藤沢市民しか見ないことを考えると、藤沢郷土資源の魅力を多くの方に伝えるには、これよりも多い目標値を設定する必要があるのではないのでしょうか。庁内の関連部署に、一般的にフォロワーの数がどのくらいあれば効果があると言えるのか確認してもよいと思います。周知する内容にも左右されると思いますが、多くの方に広く知ってもらおうということであれば、5,000人という数字は取組の効果がなかったと認識してほしいです。</p>
事務局	<p>5,000人という数字が効果的な数字なのかと言われると、おっしゃるとおりと思う部分もありますが、私たちとしては現状も踏まえて設定をしないと絵に描いた餅になってしまうと考えておりますので、このままの数字で設定していきたいと考えています。藤沢防災ナビのフォロワー数が20,000人を超えていることについては、発信するテーマが異なれば対象者も変わってくると思いますので、単純な比較はできないと思います。</p>
委員	<p>目標値の設定はとても難しいものだと思いますが、この指標及び目標値にした根拠というのはどういったもののでしょうか。例えば、文化庁が作成しているハンドブック等に何か基準があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>私たちが改めて目標値を設定するうえで検討した結果を設定しておりますが、明確な根拠というものはありません。また、文化庁のハンドブック等にも記載はありません。</p>
委員	<p>この指標及び目標値は、この地域計画において重要なものであると思いますので、明確な根拠がないというのは少し疑問に思います。例えば、小学生を対象として講座等の参加者数を指標に設定していますが、そこに根拠がないとPDCAサイクルの運用や進捗管理が難しいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>根拠がないとお伝えしましたが、例で挙げていただいた指標については、「方針9 藤沢郷土資源の新たな担い手を育成する」の「9-1 小学校での出前授業の実施」の取組から指標を設定しています。他の指標及び目標値についても同様に、取組をベースに設定をしています。進捗管理については、市によって設定の仕方が異なっていて、取組すべてに目標値を設定している市もあれば、私たちのように大きな方針や基本目標ごとに指標を設定している市もあります。今回の地域計画では令和15年度までと長めの計画期間としていますので、取組すべてに指標を設定するのは、文化財の考え方からは少し外れているのではと考えています。細かい数字ももちろん大事であると思いますが、全体</p>

としてどういった取組になっていくかということ考えた時に、基本目標ごとに設定していくことが好ましいと思い設定しました。

委員 新しい計画を作成する際には様々な疑問等があるかと思いますが、PDCAサイクルも記載されていますし、計画の途中や期間が終了した際に見直しをすればよいのではないのでしょうか。目標値に対して、高い、低いがあるとは思いますが、その辺りも含めて見直していけばよいと思います。

委員 歴史文化の特徴のイメージ図ですが、鳥瞰図風になっているために北側部分と南側部分の比率が少しずれているように感じます。そういったことも含めてですが、通常の地図を立面図化して作成したほうが距離感や立体感を上手く表現できるのではないのでしょうか。俯瞰できるようにイメージ図を作成しているとは思いますが、市域が実際よりも大分横長に感じてしまいます。また、奥の山は平面ですし、地形が逆に理解しにくいように感じます。一生懸命作成をさせていただいたことはこのイメージ図からも読み取れるのですが、もう少し改良を進めるとより理解が深まるのではないのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。立体地図の方向で調整をさせていただきます。

会長 先ほど、北部の情報や写真が少ないという話もありました。文書館等で利用できるものがあれば、象徴的な写真を掲載したほうがよいと思います。

委員 工場のイラストについても、一般的なイメージのイラストより、藤沢らしいイラストにしたほうがよいのではと思います。

事務局 イラスト化しすぎている部分もあるかと思いますが、再度検討していきます。

会長 そういった部分も含めて、表現の検討をしてみてください。また、歴史的背景や歴史文化の特徴に対しても、最終段階でありますので、再度目を通す必要があるかと思います。

委員 第2章第3節の「類型ごとの概要と特徴」の絵画の部分で、国宝である一遍聖絵ではなく、後醍醐天皇御像を例として記載していることにも違和感を覚えます。国宝と重要文化財では市民の受け取り方も変わってきますし、例で挙げるのであれば国宝である一遍聖絵の方がよいのではないのでしょうか。

事務局 検討します。

委員 目標値ですが、先ほど5,000人という数字をお話してしまったので、数字にこだわった形になってしまったのですが、取組内容としては幅広い層に届けるために、SNSの情報発信の強化を進めていくということが目的であると思います。その目標を達成するためにフォロワー数だけを目標値に設定することが果たしてよいのかということがお伝えをしたかったことです。例えば、情報をシェアした人の数や情報を見てイベントに参加した人の数など幅広いものがあるのではないのでしょうか。

事務局 幅広い層へ届けるという目的からどういった指標を設定するのかはとても難

しいところ です。数字として捉えやすいものとして設定をする必要があると考えたためこういった指標にしました。イベント参加者がイベントをどういった形で知ったかということ を正確に把握できるのであれば委員がおっしゃった方法もあるかと思いますが、現時点では難しいと感じています。

委員 現在だと、藤沢市が発信した情報がどのくらい SNS で使用されているかはフリーのサイトで把握ができると思いますので、そういった手法があるのではと思います。必ずやってくださいというわけではありませんが、検討する必要はあるのではないのでしょうか。

委員 計画というのは、方針や目標、取組があり、その取組に対して設定した指標や目標値をもとに P D C A サイクルを運用していくというのはそのとおりだと思います。ただし、いろいろなご意見がある中で、この時点でどういった指標が正しいかを判断することは難しいことであると思います。そのため、計画を進めながら時点修正を行えばよいのではないのでしょうか。

事務局 指標及び目標値の欄に参考値がありますが、委員がおっしゃった指標の数字を現時点で把握していません。実績のないところで目標値を設定すると、何を根拠に設定したのか説明がしにくい部分もありますので、現時点の参考値を把握していない指標を設定することが難しかったという背景もあります。令和 6 年度の実績を把握しているもので、かつ、数値化しやすいものやご理解いただきやすいもので設定をしました。

会長 今回の議論は両方とも正しいと思います。計画ですからある程度の数字を出さなければならない。ただし、計画を進めてみないとわからないという側面もある。そのため、計画期間のどこかで見直してもよいのではないのでしょうか。最初から完全な指標や目標値を設定する必要はないのではと思います。

委員 以前の策定協議会でもお伝えをしましたが、具体的な目標が設定できないものを P D C A サイクルで運用する場合、まずは 1 年目で見直しをかけるようにするのがセオリーではないかと思います。ただし、以前の策定協議会で毎年見直しを図ることはないという回答をいただいたので、方向性だけを設定するような目標にしたほうがよいのではと思いました。

事務局 第 1 章第 3 節の「計画期間」の中で、地域計画の記載の変更内容についての記述がありまして、指標及び目標値の変更が文化庁長官による認定が必要かどうかは確認する必要があります。

会長 目標値の変更というのは、難しいことなのでしょう。達成したいがために目標値を低く設定するというのもあるとは思いますが、スタートしてみないとわからない部分もあります。目標値の設定という面で、委員の考えと市の考えに相違している部分もあると思います。そして、その考えのどちらも正しいと思います。先ほども申し上げましたが、計画を進めていく中で目標値を変更してもよいのではないかと感じています。計画期間の 1 年目や 2 年目に見直す

事務局	<p>ことができる体制も必要かもしれません。</p> <p>計画の認定後には、この計画の取組を推進していく協議会の設置も検討していますので、計画内容の見直しについては、その協議会の中で検討をしていく必要があるかと思います。仮にここで設定をした目標値を1年目で超えた場合に、そのまま目標値を変更しないのかということ、それは違うと思いますし、新たにふさわしい目標ができた時には、協議会の中でも提案をさせていただいて、見直しを図るということはあると思います。</p>
会長	<p>計画を進めてみないとわからないということも多分にありますので、検討課題になるかと思いますが、付帯条件として明記をして次のステップに向かっていただくようにお願いします。</p>
副会長	<p>目次の第2章第3節の第4項の記念物の記載がありませんので、修正いただくようにお願いします。また、図2「藤沢郷土資源の定義」において、先ほど文化庁調査官とのやり取りの中で指定等文化財の枠から埋蔵文化財を外したとご説明がありましたが、その前の文章を見ると、埋蔵文化財が指定等文化財の枠にあってもよいのではと思いますが、そのあたり再度ご説明をいただいてもよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>文化財保護法に定義されている文化財の枠組みの中に埋蔵文化財が規定されているのですが、埋蔵文化財というのは地中に埋まっている状況を示しているもので、埋蔵文化財が指定される可能性がないという法律上の問題がありまして、出土したものについては、考古遺物として有形文化財に分類されますので、図から表記を削除したという経緯があります。文化財の選定技術については、把握はしておりませんが、選定という制度がありますので記載をしています。</p>
委員	<p>地中に埋まっている埋蔵文化財は存在していると思いますが、出土された時点で有形文化財になるので記載から外したということでしょうか。</p>
事務局	<p>地中に埋まっている状況の総体としては、記念物の遺跡にあたり、指定の可能性がありますが。出土した時点で有形文化財になるため、埋蔵文化財としての指定の可能性がないことから図から記載を削除しましたが、文化財保護法の規定にはありますので文章では記載をしています。</p>
オブザーバー	<p>少し補足をさせていただくと、文化財保護法の第2条に文化財の定義の記載がありますが、そこには埋蔵文化財の記載がありません。第92条に埋蔵文化財の記載があるのですが、土地に埋蔵されている文化財としか記載がありません。地中に埋まっているということは調査をして初めて遺構の内容がわかるという側面があります。調査をした遺構については遺跡になりますし、出土した資料については考古遺物になります。よって埋蔵文化財については指定等の可能性がないので、指定等文化財から外しているということです。また、別件になりますが、藤沢市の場合、遺跡の見学会を積極的に開催されていることもあり、市民の方にとって親しみを持たれている方も多くいるかもしれませんし、</p>

	文化財をイメージする時にそういった場面を想像する方もいるかもしれませんが。よって、第2章第3節の類型ごとの概要と特徴の包蔵地欄に遺跡の見学会や発掘調査の写真等を掲載してもよいのではと感じました。
委員	こういった計画において重要美術品の記載はしないのでしょうか。
オブザーバー	文化財保護法が施行される以前の重要美術品については、文化財保護法に引き継がれていませんので、法律としては存在しています。ただし、新規の指定はしないということになっておりますので、実質的には存在していない形になっています。先に地域計画の認定を受けた市においても、重要美術品の記載はありません。
会長	それでは次の議題に移ります。議題（2）「文化財リストについて」説明をお願いします。
事務局	文化財リストについてご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。前々回の7月の協議会で一度ご確認をいただきましたが、その際にご意見をいただいた部分も含めて再度修正を行いました。未指定文化財の件数については、前回お示しをしたのは6,015件ですが、精査を行い、追加した結果、7,048件となりました。事前にお配りをしたリストについては、追加分のみを掲載しており、本日お配りした「追加分反映版」と記載されているものは、未指定文化財全体のリストになっております。なお、一部リストに誤りがありまして、資料3の追加分のみを掲載しているリストの14ページの707～713の所在地につきましては、もともと「常立寺」と記載をしていたのですが、「常光寺」が正しいものになりますので、差し替えをさせていただいたリストは修正をして掲載をしております。主な変更点ですが、今回は美術工芸品の内、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍を社寺に一括して含めていたため、0件と数えていましたが、社寺から独立をさせ、それぞれの種別で数えることとしました。その結果、絵画が178件、彫刻が392件、工芸品が311件、書跡・典籍が51件となりました。また、有形の民俗文化財のうち、文学碑が抜けているのではないかとご指摘をいただきましたので、文学碑に関係する有形の民俗文化財を追加しました。そして、「道」という種別を新たに設けて15件の藤沢郷土資源をリストアップしております。こちらは事前にお配りをしたリストの時点から、さらに精査を行い、本日差し替えをした資料が現時点でのリストになります。最後に、ふじさわ歴史ストーリーの構成文化財で抜けてしまっていたものを加えました。未指定文化財のリストの全体件数が変更になったことに伴いまして、地域計画の本文中の第2章第2節の件数も変更しておりますので、併せてご承知おきください。
委員	こちらのリストについて、いつごろの情報をベースにして記載をしているのでしょうか。リストを拝見すると、現在存在しないものも掲載されていますし、個人所有のものについても、現在存在しないものが多くリストアップされてい

事務局 | るのではないのでしょうか。

事務局 | 前回このリストをご覧いただいた際に、参考文献一覧という資料をご覧いただいたかと思うのですが、藤沢市史や藤沢市文化財総合調査報告書等を主な文献として機械的にリストアップしています。かなり古い資料ですので、委員がおっしゃったように現在存在していないものが含まれているということは私たちも認識をしています。ただし、文化庁から、リストを作成する際にそういった部分の調査については、計画の中で課題として捉えて取組につなげてくださると指導も受けておりますので、「継続的な現況調査の実施」という取組を設けている側面もあります。この計画に基づいて取組を進めていく中で、現在の状況を把握していきたいと考えています。

会長 | それでは次の議題に進めます。議題（3）「文化財保存活用地域計画に係る文化庁調査官の現地視察の結果について」説明をお願いします。

事務局 | それでは、「文化庁調査官の現地視察の結果について」ご報告をさせていただきます。資料4-1をご覧ください。前回の8月の協議会でお話をさせていただきましたが、9月12日に主にふじさわ歴史ストーリーで想定しているエリアを中心に文化庁の調査官に現地で指導・助言を受けました。なお、文化庁調査官の現地視察につきましては、計画作成期間を通して1回限りとなりますので、今回のみの対応となります。当日は、遠山委員及び堀寄委員にもご対応いただき、それぞれの社寺の歴史や管理している文化財の概要などをお話いただきました。資料4-2につきましては、当日使用した資料の一例となります。こういった資料をそれぞれのエリア分用意し、藤沢宿、江の島、大庭城跡、藤澤浮世絵館の順に現地をご確認いただきました。

会長 | 当日の様子はいかがでしたか。

委員 | 非常に丁寧に説明を聞いていただけたので、藤沢市のイメージをご理解いただけたのではないかと思います。

委員 | 滞在していただいた時間は15分ほどでしたので、意を尽くしきれない部分はありましたが、当日は相原宮司も対応してお迎えしましたので、快くお帰りいただいたと思います。

会長 | それでは次の議題に移ります。議題（4）「今後の流れについて」説明をお願いします。

事務局 | 今後の流れについてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。今回は第6回の策定協議会になりますので、これから市議会への報告やパブリックコメント等の手続きを進めていきます。また、今月31日には文化庁との協議を行う予定です。次回の協議会につきましては来年の1月を予定しております。パブリックコメントが終了した直後の開催になりますので、結果報告も含めてご報告をさせていただきます。

事務局 | 地域計画の文章案について本日もご意見をいただきましたが、ご説明したとお

り、今後市議会にも諮っていくものになりますので、歴史文化の特徴のイメージ図については修正をさせていただき、ほかにも軽微な修正はさせていただきますが、主な修正点については以上になるかと思えます。市議会に諮るまでにこの策定協議会はありませんが、このまま進めさせていただくということによってよろしいでしょうか。

会長

今日出たご意見を反映させていただくこともあると思えますし、どの部分を反映したか委員の皆様にお示しする必要があるかと思えますが、いかがでしょうか。委任はいただきましたが、欠席された方もいらっしゃいますので、議論の内容等も含めて、お伝えする必要もあるかと思えます。そういった形で進めてよろしいでしょうか。特に委員からご意見等はありませんので、事務を進めてください。また、お気づきのことがあれば事務局までお知らせください。議事はすべて終了となります。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。ここから先は事務局にお願いしたいと思えます。